

“PEなければ課税なし”が変わる！？

10月3日、PANDORA PAPERS（以下、「パンドラ文書」という）と言われる文書が、ICIJ（国際調査報道ジャーナリスト連合）から公表されました。

また、10月8日には、OECDから、7月に大枠合意していた国際的なデジタル課税の導入及び法人最低税率について合意したと公表されました。

【パンドラ文書】

今回公表されたパンドラ文書は、2016年公表の「パナマ文書」、2017年公表の「パラダイス文書」に続く世界の指導者、政治家、富裕層が主に租税回避地と言われている国に資金を移動し、何らかの取引を行っていると思われるもので、なかにはこの租税回避地国を利用して多額の納税を回避しているとされる取引が明らかにされた基データとされるものです。「パンドラ文書」は情報源が14の金融企業から、ファイル数は約1,200万件、データ量が2.94TBと、公表された文書の規模では前々回のパナマ文書に匹敵する規模の文書となります。

【OECDによる法人税改革】

世界的大企業による法人税率の低い国・地域に子会社を設置し税負担を逃れる事例が散見されたことから、OECDによって国際的な課税のルールが検討されてきました。各国の思惑もあり思うよ

うに進まず、各国は法人税の引き下げを行うことで、企業を自国に誘致する、いわゆる法人税率の引き下げ競争が激化していました。

今回のOECDによる合意は、加盟国中136か国の合意を得たもので、法人最低税率を15%にする。デジタル課税については一定の利益率、売上一定割合を超過する利益を市場国に配分するというもので、一部修正されながらも「PEなければ課税なし」と唱えていたこれまでの国際課税のルールが今後一変する転機となる合意とみられています。

【今後の注目点は？】

「パナマ文書」「パラダイス文書」と公表される度に、OECDを中心として国際課税及び取引のルールは、税の透明性を高めるために、世界の税務当局間で自動的に金融口座情報を共有するルールづくりを行い、今回の法人最低税率のルールを合意するに至りました。「パンドラ文書」の公表により国際的ルールが今後どのように整備されるのか注目したいものです。

また今回の合意は、法人最低税率については2022年に各国で法改正、デジタル課税については2022年に多国間での条約の整備、2023年に実施を要請するものです。今後の国内法及び租税条約の改正に注目すべきではないでしょうか。

（国際特別委員 白田祐一）